

## 令和6年度彦根城世界遺産登録推進に係る情報発信ブース出展業務（その3）委託仕様書

### 1 業務名

令和6年度彦根城世界遺産登録推進に係る情報発信ブース出展業務（その3）

### 2 業務の目的

滋賀県と彦根市は、彦根城世界遺産登録推進協議会を立ち上げ、昨年度からはユネスコの事前評価制度を活用した上で、令和9年の彦根城世界遺産登録を目指し、各種取組を行っている。

今年度、県内各地のイベント会場・集客施設および第79回国民スポーツ大会のリハーサル大会の会場等において、彦根城の世界遺産登録について来場者に周知し、広く国民・県民の機運醸成に繋げることを目的として、本業務を実施する。

### 3 委託期間

契約締結日から令和7年（2025年）3月31日（月）

### 4 委託内容

#### (1) ブース出展業務の概要

委託者が別途指定する、県内各地のイベント会場・集客施設および県内で開催される国スポリハーサル大会の会場等において、委託期間内に彦根城世界遺産登録をPRするブースを出展すること。出展時間は7時間程度を基本とする。

なお、出展については、各会場主催者が指定する屋内外スペースに1間×1.5間サイズのテントを設置してブース出展するものとする。（イベント・大会等が中止になった場合は、「8 イベント中止時の取扱い」によるものとする。）

#### (2) ブース出展業務の内容

##### ア ブース出展の事前調整・実施内容

##### (ア) 日時・会場

- ・以下に示す県内のイベント会場・集客施設および「わた SHIGA 輝く国スポ 競技別リハーサル大会」の会場とする。
- ・出展許可は、委託者が取得するが、以後の出展に係る主催者等との調整の一切は受託者が行うこと。

##### ①ガチャフェス 2024（米原まんまるマルシェ）

実施日：令和6年10月19日（土） 9時～16時（予定）

場 所：米原駅東口前（米原市役所エントランス）

##### ②第28回西日本軟式野球選手権大会

実施日：令和6年11月2日（土） 9時～16時（予定）

場 所：東近江市ひばり公園湖東スタジアム（東近江市池庄町610）

- ③「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」開催1年前イベント  
実施日：令和6年11月16日（土） 12時～16時（予定）  
場 所：平和堂HATOスタジアム（彦根総合スポーツ公園陸上競技場）  
（彦根市松原町3028）
- ④内閣総理大臣杯第61回全日本社会人ウエイトリフティング選手権大会  
レディースカップ第16回全日本女子選抜ウエイトリフティング選手権大会  
実施日：令和6年11月23日（土） 9時～16時（予定）  
場 所：滋賀県立安曇川高等学校体育館（高島市安曇川町西万木1168）
- ⑤第77回全日本フェンシング選手権大会  
実施日：令和6年12月21日（土） 9時～16時（予定）  
場 所：ウカルちゃんアリーナ（滋賀県立体育館）（大津市におの浜4丁目2-12）
- ⑥日本社会人バスケットボールリーグ  
実施日：令和7年1月26日（日） 9時～16時（予定）  
場 所：野洲市総合体育館（野洲市富波甲1339）

(イ) 資器材の準備

- ・ブース出展に係る全ての資器材（テント・机・椅子・映像機器（モニターサイズは32インチ以上とする）・ポータブル電源・応援メッセージ記入用紙その他出展に必要な備品等）については、受託者が準備すること。その他、出展に係る全ての費用は受託者の負担とする。  
※委託者が幟旗・ロールアップバナー等を貸与するため、ブースを目立たせるために設置する看板等の準備は不要。）
- ※(ア)③のイベント（国スポ・障スポ開催1年前イベント）のテントについては、テント1張（2間×3間・四方幕あり）が主催者から提供されるため、これらの準備・設営は不要。なお、委託者が貸与するパネル（15枚程度）も併せて展示すること。
- ※(ア)④の大会（ウエイトリフティング・高島市）はテント1張（2間×3間・四方幕あり）、長机6台、パイプ椅子4脚が主催者から提供されるため、これらの準備・設営は不要。なお、委託者が貸与するパネル（15枚程度）も併せて展示すること。
- ・配布する記念品およびパンフレットは委託者が調達する。受託者は委託期間中、記念品およびパンフレットを保管の上、出展時に委託者の指示する必要数を準備すること。また、余剰分は委託期間終了時に返却すること。
- ・ブースに設置する幟旗・ロールアップバナー・キャラクターパネル（1m×1mサイズ）・パネル・レゴブロック彦根城等の展示物を委託者から貸与する。なお、貸与する物品の詳細は協議の上、決定する。
- ・ブース内のモニターで放映する映像のDVDは委託者が貸与する。

(ウ) 実施内容

- ・ブースにおいて、記念品（マフラータオル等）を配布し、世界遺産登録のPRを行うこと。

※(ア)①のイベント（ガチャフェス 2024）および③のイベント（国スポ・障スポ開催1年前イベント）では、来場者の記念品（缶バッジ）作成を補助し、完成後に渡すこと。

- ・希望する来場者にパンフレットを配布すること。
- ・ブース内に設置したモニターでPR映像を放映すること。
- ・来場者に応援メッセージを依頼し、可能な限り記入してもらうこと。
- ・来場者からの質問については、本協議会のHPを案内する等で対応すること。
- ・多くの来場者を引き付け、ブースに立ち寄ってもらうための工夫を施すこと。

## イ ブースの運営

### (ア) 本番運営

- ・十分な人員（2人以上）を配置し、ブース周辺における来場者の安全確保に努めること。
- ・各会場の運営主体と連携・協力し、円滑な運営に努めること。
- ・出展中は、ブース周辺の通行者等に会場への呼び込みを行うなど、来場者の確保に努めること。

### (イ) 準備・撤去

- ・綿密な計画と十分な人員の配置により、余裕を持って作業を行うこと。
- ・各法令に関する手続きが発生する場合は、適切に対応すること。

### (ウ) 全体について

- ・ブースには常時責任者を配置し、ブース運営や来場者等の対応をすること。
- ・ブース内の盗難防止対策等を行い、来場者の安全確保を行うこと。
- ・会場設営から撤収までを対象としたイベント保険に加入すること。本業務中に発生した事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負い、委託者に発生原因および経過を速やかに報告し、委託者の指示に従うこと。

## 5 実績報告等

- ・委託者は、受託者に対して、委託業務の進捗状況等につき、必要な事項について中間報告を求め、または実地に調査することができることとする。
- ・受託者は、各会場でのブース出展の終了後、委託者に対して、ただちに出展結果の概要をメール等により報告するとともに、1週間以内に、記念品等の配布数および出展状況の写真を含む実施報告書を提出すること。
- ・ブース出展に使用する印刷物を作成した場合は、電子データも合わせて納品すること。
- ・業務完了後20日以内または令和7年3月31日のいずれか早い日に、実施内容、記念品等の配布数、出展状況の写真、応援メッセージをデータ化して取りまとめた資料など数値で効果測定できるものについて記載した完了報告書を作成し、委託者に提出すること。

## 6 成果品の納入場所

- 彦根城世界遺産登録推進協議会事務局（滋賀県文化スポーツ部文化財保護課彦根城世界遺産登録推進室内）

## 7 業務の遂行について

- 業務の遂行にあたり、業務責任者を定め、連絡調整者を1名以上配置すること。業務責任者については、本業務を遂行するために必要とされる業務経験を有し、本業務の終了まで主たる担当者として業務を行える者に限る。その他、業務にかかる実施体制について体制図をもって報告すること。
- 事故や突発的なトラブル時の対策など、危機管理に配慮すること。

## 8 イベント中止時の取扱い

- 委託者が別途指定するイベントまたは国スポリハーサル大会が中止となり、受託者が出展できなかった場合、委託者と受託者が協議の上、出来高に基づいて出展料の一部を支払うものとする。

## 9 留意事項

### (1) 一般事項

- 業務履行に際し、他の者の著作物を利用する場合は必ず許諾を得ること。著作権にかかる権利侵害の紛争等が生じた場合は、委託者に不利益が生じないように、受託者の責任と負担において一切の処理を行うこと。
- 業務の遂行にあたっては、関係法令および適用基準等を遵守するものとする。特に機密保護・個人情報保護に関しては十分留意すること。
- 本業務の履行に際し、必要な素材は、受託者が調達し、使用する著作物については、肖像権、著作権、商標権その他諸権利を侵害しないよう、事前に許可や承認を得るなどの必要な手続きを行うこと。当該手続きに係る費用については委託費に含むものとする。また、これら知的財産権に関する問題が生じた場合には、受託者の責任においてこれを処理すること。
- 成果物に関する著作権は、委託者に帰属するものとし、委託者および委託者が認める団体等が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。また、成果物に関する著作者人格権は行使しないものとする。
- その他、当該事業に係る業務の遂行上必要と認められるもので、この仕様に定めのない事項が生じた場合およびこの仕様書に関し疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- 受託者は、受託業務にかかる経理の収支を明らかにするため、これに関する帳簿および証拠書類を整理するものとし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間これを保存するものとする。

### (2) 秘密保護・個人情報保護

- 受託者は、滋賀県個人情報保護条例および個人情報保護法等の関係法令を遵守するものとする。

- 委託業務の遂行上知り得た秘密や個人情報を他に漏らし、または、その他の目的に利用してはならない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物（業務の過程で得られた記録等を含む。）を委託者の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- 委託業務の遂行のために委託者が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は委託終了までに委託者に返却すること。

### (3) 再委託

- 受託者は当該業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、受託者は、あらかじめ委託者に対して書面により申請を行い、承認を受けた場合は、当該業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせること（再委託）ができる。
- 当該業務を再委託する場合、事前に再委託範囲および再委託先を委託者に提示し、承認を得ること。ただし、業務責任者の再委託は認めない。
- 委託者は受託者に対して、再委託を承認した場合は、履行状況の把握ならびに監督および検査に必要な事項の報告書の提出を請求することができる。
- 再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。